

消費生活相談員（月給制）募集のお知らせ

公益財団法人横浜市消費者協会

■選考申込書 及び 作文等 受付期間(第一次選考)

平成30年12月28日まで 随時受付(郵送のみ)

公益財団法人横浜市消費者協会は、消費者の権利を尊重し、消費者教育及び啓発活動を推進し、電話等による消費生活相談を通して消費者被害の未然防止及び救済を支援することによって、消費者の利益の擁護やその増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的として活動する団体で、横浜市消費生活総合センターの指定管理者となっています。

横浜市消費生活総合センターが実施する消費生活相談業務等に従事する消費生活相談員を募集します。

1 採用人数

若干名

2 応募資格

次のいずれかに該当する人

- (1) 消費生活相談員資格を有する者
- (2) 消費生活専門相談員（国民生活センター認定資格）
- (3) 消費生活コンサルタント（日本消費者協会認定資格）
- (4) 消費生活アドバイザー（日本産業協会認定資格）

3 主な業務

消費生活相談（電話相談、面接相談）、出前講座など

4 求められるスキル

- (1) 親切で丁寧な消費生活相談対応能力
- (2) ワード、エクセルによる文書作成に必要な知識・技術

5 雇用内容、勤務条件

(1)	身分	公益財団法人横浜市消費者協会 嘱託員（業務：消費生活相談員）
(2)	勤務場所	横浜市消費生活総合センター 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4F (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から10分「上大岡駅」徒歩3分)
(3)	雇用期間	採用決定後～平成31年3月31日 業務の状況、当該嘱託員の能力、実績、取組姿勢等を総合的に勘案し、契約を更新する場合があります。 ※事前研修を行う場合があります。
(4)	報酬等	月額186,375円（資格手当込み）、 賞与あり（平成29年度実績4.45月分）、通勤費支給、
(5)	勤務日	週4日（月2回程度、土曜日又は日曜日の勤務があります。）
(6)	休暇・休日	年次休暇（初年度12日、更新になった場合残数があれば翌年度まで繰越） 夏季休暇（年次休暇とは別に年度ごと4日）、病気休暇制度あり 祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）
(7)	勤務時間	午前8時45分～午後5時15分 (月3回程度、午前10時30分～午後7時の時差勤務があります。)

(8)	社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
(9)	その他	横浜市勤労者福祉共済加入・健康診断（がん検診等含む）実施 無期雇用転換制度を通常より1年早く実施しています

6 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

- (1) 履歴書：JIS規格の様式例に基づいた履歴書に自筆で記入してください。
- (2) 応募資格を証明する書類の写し
- (3) 作文：市販の400字詰め原稿用紙2枚に問題に対する考えを自筆で記述してください。

《作文問題》

公益財団法人横浜市消費者協会の消費生活相談員として、どのような心構えで仕事に取り組むのか、これまでの経験を踏まえて、あなたの考えを述べてください。

- (4) 返信用封筒1枚：返信先を明記し、それぞれ82円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限：平成30年12月28日まで随時受付（郵送のみ）

《あて先》

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー4階 横浜市消費生活総合センター内
公益財団法人横浜市消費者協会 消費生活相談員（月給制）募集担当あて

1 選考方法

- (1) 第一次選考（書類審査）
結果は協会到着後2週間以内に電話で連絡します。
- (2) 第二次選考（個人面接）
ア 日時及び会場は第一次選考合格者に電話で連絡します。
イ 合否通知については、面接後10日以内に通知を発送します（詳細は後日連絡します。）

2 その他

- (1) 内定者に対し、当センターにおいて業務に関する事前研修を実施する予定です。
- (2) 提出書類に虚偽があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) この選考において提出された書類は一切お返ししません。
- (4) 選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。
- (5) いただいた個人情報は、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

3 問合せ先

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談員（月給制）募集担当」 宮口・馬場
電話 045-845-7722（午前8時45分～午後5時30分）